

条例の位置づけ (第3条)

- 七尾市の最高規範であり、他の条例や規則等もこの条例と整合を図ります。
- 総合計画等の策定、運用及び見直しにあたっては、この条例の趣旨に基づいて行います。
- 予算の編成・執行は総合計画も踏まえて長期的な視点に立った効率的かつ効果的な展開を図り、この条例の趣旨に基づいた財政運営を行います。

基本理念 (第4条)

“市民が主役のまちづくり”を進めるための、基本的な考え方

主権者たる市民が、自律と共助に基づき、市民の力で、しあわせを実感できる地域社会を実現すること。

● 市民とは (第2条) ●

“市民が主役のまちづくり”を進めるには、七尾市に関係する様々な人たちが力を合わせる必要があります。このため条例では、まちづくりの主役である市民の範囲を広げ、市内に住む人だけではなく、市内で働く人や学ぶ人、事業や活動を行う法人、団体も含めて規定しています。(第1号)

● 情報共有の原則 ●

市民、議会及び行政がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有すること。

● 参画の原則 ●

市民の参画により、地域活動、市民活動及び行政運営が行われること。

● 協働の原則 ●

市民が主役のまちづくりを進めるため、市民、議会及び行政が相互理解のもとに協働すること。

まちづくりの基本原則 (第5条)

● 参画とは (第2条) ●

立案から実施及び評価に至るまでのまちづくりの過程に主体的に参加し、意思決定に関わること。

● 協働とは (第2条) ●

共通の目的達成のために、それぞれの立場を尊重し特性を活かし合いながら、対等な立場で協力連携すること。

市民の役割及び責務 (第6条～第7条)

市民のみなさんは、まちづくりの原動力です。“市民が主役のまちづくり”を進めるために、条例では「市民の権利」と「市民の役割及び責務」を規定しています。

権利

- まちづくりに関する情報を知る権利
- まちづくりに参画する権利
- まちづくりに関して、生涯にわたって学ぶ権利

役割及び責務

- 市民のみなさんは、まちづくりの主体として、互いの自由な発言・行動を認め合いながら、まちづくりに関する認識を深め、まちづくりに取り組みましょう。
- 参画・協働の機会を積極的に活用しましょう。公共的な視点に立って、自らの発言・行動に責任を持ちましょう。
- 相互に助け合って、地域社会で連帯意識を深めましょう。

議会及び議員の役割及び責務 (第8条～第9条)

議会の役割及び責務

- 市民の代表として選ばれた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映させます。
- 行政に対する監視機能を果たし、調査研究などで政策形成機能の充実に努めます。
- 市民との交流・対話の機会を設けて、議会活動の情報や市政の課題をわかりやすく積極的に公開して、議会への市民理解を進めます。

議員の役割及び責務

市民から選ばれた代表者として、総合的な視点に立って研さんを重ね、市民との積極的な意見交換を行い、まちづくりに反映していきます。

市長、行政及び職員の役割及び責務 (第10条～第13条)

市長の役割及び責務

市長は、市民の信託にごたえ、市政の代表者としてリーダーシップを発揮し、長期的な視野に立って公正かつ誠実にまちづくりを行います。

行政の役割及び責務

- 事務を公正かつ誠実に執行し、行政機能を総合的かつ一体的に発揮させます。
- 効率的かつ効果的に市政を進めるために政策評価を実施し、その結果を公表して適切に市政に反映させます。
- 政策の立案、実施及び評価の過程で、政策の内容と必要性を市民の皆さんに分かりやすく説明し市民の意見、要望、苦情に対して適切かつ誠実に対応します。
- 国や他の地方公共団体と連携して、共通する課題の解決をします。
- 危機管理体制を確立し、市民・関係機関との協力連携を図ります。

職員の役割及び責務

- 市民全体の奉仕者として、法令を守り、公正かつ誠実に職務を行います。
- 職務に必要な専門知識の習得と能力向上に努めます。
- 自らが地域社会の一員として、積極的に市民と連携してまちづくりを進めます。

情報共有によるまちづくり (第14条～第17条)

議会や行政は、市民からの請求に基づく情報公開はもちろんのこと、市政に関する情報を、市民に対して積極的に分かりやすく、さまざまな伝達手段を活用しながら提供します。

また、市民相互でもまちづくりに関する情報共有をして活用にも努めましょう。あわせて、市民の知る権利を規定して、それを保障する情報公開制度、情報の収集及び管理、個人情報保護についても定めています。

市民の参画によるまちづくり (第18条～第21条)

幅広い市民の参画を得て市政を推進していくために政策の立案、実施、評価及び改善のそれぞれの過程で、多様な手段によって市民が参画できる機会を設けます。

その手段として
①審議会等における委員の公募
②市民意見の募集(パブリックコメント)
③その都度、条例を制定して実施する住民投票制度を明らかにしました。

協働によるまちづくり (第22条～第25条)

市民、議会及び行政が、お互いを認め合い、それぞれの良さを出し合い、地域社会全体で協力・連携して、さまざまな課題に取り組むことが不可欠です。

また、市民が地域活動や市民活動に参加して地域社会づくりに取り組むこと、行政が協働の視点にたつて地域活動や市民活動を支援すること、地域活動や市民活動をする市民相互が連携・交流して、地域社会づくりを進めることを明らかにしました。

まちづくりの担い手の育成 (第26条～第28条)

市民、議会及び行政は、地域、学校、職場などのさまざまな場所で、市民が自発的に学べる機会を設け、新しい担い手が育つように努めましょう。

特に、次世代を担う子どもや青少年が、自分のふるさとやまちづくりについて学び、実際に参加できる機会を提供するように努めましょう。

条例の推進等 (第29条～第32条)

市民、議会及び行政は、「市民が主役のまちづくり」の指針を定めているこの条例を大切に、具体的な実践をしていきます。

そして、この条例の趣旨に基づいて行われたまちづくりの推進のための取組みの実施状況について調査し、定期的に公表します。そのため、市民のみなさんとともに条例を検証して必要な見直しを行っていきます。

今後も「まちづくり基本条例」を見守り育てます